

一般乗用旅客自動車運送事業 (タクシー)も係る緊急調整 地域の指定について

1 緊急調整地域の指定

国土交通大臣は、平成十四年八月二十一日の運輸審議会からの答申を受け、一般乗用旅客自動車運送事業(タクシー)の沖縄本島営業区域を、平成十四年九月一日から平成十五年八月三十一日の間、道路運送法第八条第一項に基づく緊急調整地域として指定しました。

2 緊急調整地域制度の概要

緊急調整地域制度は、平成十四年二月一日に施行された改正道路運送法により新たに設けられた制度であり、一般乗用旅客自動車運送事業の供給輸送力が輸送需要量に對して著しく過剰となっており、当該供給輸送力がさらに増加することにより、輸送の安全及び旅客の利便を確保することが困難となるおそれがあると認められる地域において、一時的に新規参入及び増車を停止する措置を行うものです。

具体的には、対象となる営業区域の実車率及び一日一車当たり営業収入が前年度と比較して減少し、かつ当該営業区域における前五年間平均値を十五%以上下回り、又は平成九年度から平成十二年度までの間の全国平均値を二十%以上下回っているとともに、安全関係法令違反件数及び苦情件数が前々年度と比較して二年連続して増加している場合に指定を行うこととなっています。

3 沖縄本島営業区域の状況

沖縄本島営業区域においては、平成十三年度の実車率が三十一・五%、一日一車当たり営業収入が一万四千八十三円であり、前年度の実車率が三十二・一%、一日一車当たり営業収入一万五千七円よりそれぞれ減少し、かつ、平成九年度から平成十二年度までの全国平均の実車率四十二・九%、一日一車当たり営業収入三万三千五百九円と比較して、それぞれ一十八・二%、一十七・四%下回っています。また、同営業区域においては、安全管理法令違反件数が平成十一年度八十六件、平成十三年度九件、利用者

人が前年度と比較して減少し、かつ当該営業区域における前五年間平均値を十五%以上下回り、又は平成九年度から平成十二年度までの間の全国平均値を二十%以上下回っているとともに、安全関係法令違反件数及び苦情件数が前々年度と比較して二年連続して増加している場合に指定を行うこととなっています。

4 沖縄総合事務局の対応

からの苦情件数が平成十一年度十八件であるのに対し、平成十一年度二十八件、平成十三年度三十四件と、両指標とも二年連続して平成十一年度と比較して増加しています。このため、沖縄本島営業区域は、緊急調整地域への指定要件に合致し、全国で唯一指定されることになりました。



国際通りを走行するタクシーには空車が目立つ

運輸審議会答申においては、「沖縄本島営業区域における安全面、利用者利便に関する事業者への指導監督の強化、経営環境改善に向けたインセンティブ措置を講じ、早期に状態が改善するよう最大限の努力を行ふとともに、輸送の安全及び旅客の利便を確保することが困難となるおそれがなくなつたと認められる場合に、可能な限り早期の指定の解

除を行うよう努め」ことが求められています。

このため、沖縄総合事務局としては、当面の措置として、

① 本島地区の全ての増車事業者につ

いて重点項目を定めて重点的に監

査を実施すること

② 苦情や法令違反が多いと認められ

る事業者に対し重点的に監査を実

施すること

③ 輸送施設の使用停止処分等の行政

処分の対象となつた事業者名等の

公表

④ 沖縄県警等の関係行政機関との連

携の強化

等を通じた事業者への指導監督の強

化を図ることとしました。

また、去る十月十七日には、運輸



那覇空港ターミナルビルタクシー乗り場における指導員による指導

特別監視地域・緊急調整地域の指定要件

急速な供給過剰が起こった場合、輸送の安全、利用者利便にも影響



- ・実車率及び日車営収が前年度と比較して減少
- ・前5年間平均比 10%超
又は平成9～12年度全国平均比 20%超 等

特別監視地域の指定



- ・実車率及び日車営収が前年度と比較して減少
- ・特監指定時に比較した前5年間平均比 15%超
又は平成9～12年度全国平均比 20%超 等

特別監視地域の解除



沖縄本島地域が該当

緊急調整地域の指定



- ・実車率及び日車営収が前年度と比較して増加等
- ・法令違反件数・苦情件数が減少等

緊急調整地域の解除

部長から（社）沖縄県タクシー協会等の関係事業者団体の役員に対し具体的な検討項目を示して、改善に向けた自主的な取組みを検討するよう要請しました。関係事業者団体においては、今後、自主的な対策の具現化を図り、その結果を運輸部陸上交通課に報告する予定です。関係

事業者団体の取組み案については、昨年設置された官民の関係者から構成される沖縄県タクシー事業適正化推進懇談会（議長・沖縄総合事務局運輸部陸上交通課長）における審議を経て所要の修正を加え、可及的速やかにその実施に取り組んで行くことになります。

沖縄総合事務局としては、今後も、緊急調整地域の早期指定解除や、県内外の利用者に愛される安全で利便性の高いタクシーの実現に向け、沖縄県等の関係行政機関と連携して、積極的に対策に取り組んで参る所存ですので、関係各位のご協力とご支援をお願い致します。